新司法試験の選択科目候補の選定について

司法試験委員会幹事

司法試験委員会の要請を受け、標記問題について検討を重ねたが、その検討結果は、下記のとおりである。

なお,上記検討に当たっては,以下の資料等を参考とした。

- 1 司法試験委員会の平成16年2月5日付け照会に応じて提出のあった,各法科 大学院における授業科目の内容等に関する回答結果及びシラバス
- 2 司法制度改革推進本部事務局において実施した,法科大学院設置予定大学に対 する選択科目に関する意見調査の結果
- 3 司法試験管理委員会が設置した新司法試験実施に係る研究調査会の報告書及び 同研究調査会内の在り方検討グループの議事録(関係部分)
- 4 司法制度改革推進本部に設置されている法曹養成検討会において取りまとめられた「司法試験に関する意見の整理」及び同検討会の議事録(関係部分)
- 5 司法制度改革推進本部及び司法試験委員会等に提出のあった選択科目について の各種要望書

記

1 選択科目を選定するに当たっての基本的な考え方

新司法試験の論文式による筆記試験の科目には、専門的な法律の分野に関する科目を選択科目として設けることとされているが(司法試験法第3条第2項)、その趣旨は、専門分野を有し社会の多様なニーズに応え得る多様な法曹を養成することに資する点にある。これは、司法制度改革審議会意見書が今後の国民生活の様々な場面における法曹需要が量的に増大するとともに質的にますます多様化、高度化することが予想されるとし、このような事態に対処する必要性を述べていることにも合致する。

他方,これからの法曹養成は,法科大学院における法学教育,新司法試験,司

法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての制度に転換されることから, 新司法試験は,法科大学院で行われる教育の内容を踏まえたものでなければなら ない(同法第1条第3項参照)。

新司法試験の選択科目の在り方については,既に司法制度改革推進本部の法曹 養成検討会において検討が行われ,「司法試験に関する意見の整理」として取り まとめられているが,そこで示された基本的な考え方を要約すると,以下のとお りである。

実務的に重要であり,社会におけるニーズが高まっている分野の科目とすべきであること

多くの科目から出題すべきであり,科目群については,類似科目を統合する などの工夫をすべきであること

法科大学院のカリキュラムや教育内容を踏まえたものでなければならず、当 該科目の法科大学院における開設状況も考慮する必要があること

科目の範囲が明確であることが必要であり,教育内容の体系化・標準化が進 んでいる科目が望ましいこと

科目間の公平性についても考慮すべきであること

これらの基本的な考え方には、いずれも合理性があり、選択科目選定の判断要素としてとらえるべきである。特に、選択科目が設けられた趣旨や法科大学院における教育内容との有機的連携の要請にかんがみると、 及び が判断要素としての柱となるべきものである。また、受験生の予測可能性や試験としての安定性を考慮すれば、 も判断要素として重要である。

これらのうち, の「実務的な重要性,社会におけるニーズの高まり」は,一応, の法科大学院における当該科目の開設状況に反映されていると考えられるし,科目の開設状況は,開設大学数及び単位数といった基準により,明確かつ客観的に把握することが可能である。また, の法科大学院のカリキュラムや教育内容を踏まえたものでなければならないという要請については, の科目の範囲の明確さ及び教育内容の体系化・標準化という要請とも密接に関連しており,これらについては,各法科大学院から回答を得たシラバスや授業科目の概要等をもとに客観的な判断が可能である。

そこで,まずは 及び の観点から選択科目を選定した上で,さらに の観点 から実質的な考察を加えることとした。

その結果,知的財産法,労働法,租税法,倒産法,経済法の5科目については,その講座の開設大学数及び配分されている単位数の多さにおいて,他科目と比べて大きな差が認められるとともに,各法科大学院における教育内容についても標準化等が進んでいると認められる上,後記2のとおり,実務的な重要性及び社会におけるニーズの高まりを裏付ける諸事情も十分認められた。また,国際法に関連している授業科目(国際法,国際取引法,国際私法,国際人権法,国際経済法,国際民事訴訟法)は,それぞれ教育内容の標準化等が一応進んでいるものと認められ,上記の指摘に従って,これらを公法系と私法系に二分して統合すると,上記5科目と同程度の開設状況となる上,後記2のとおり,実務的な重要性及び社会におけるニーズの高まりという観点からも問題がない。さらに,環境法は,その開設状況が,上記7科目には若干及ばないものの,その講座の開設大学数及び配分されている単位数の多さにおいて,これらに準ずるものであり,また,その教育内容の標準化等も相当程度進んでいる上,後記2のとおり,実務的な重要性及び社会におけるニーズの高まりも認められる。

最後に, の要素についても検討したが,以上知的財産法,労働法,租税法, 倒産法,経済法,国際法(公法系),国際法(私法系)及び環境法の8科目を選 定した場合,科目間の公平性を損なう特段の事情は認められなかった。

上記8科目のほか,比較的多くの法科大学院において開設されている専門的な法律の分野に関する科目をみると,消費者法,社会保障法,金融法など実務的な重要性も相当程度認められるものもあるが,いずれも開設状況において,上記8科目と大きな開きがある上,現段階においては,教育内容の体系化・標準化,関係する他の科目と比較した場合の独自性,各法科大学院において教育内容としている範囲等の観点から問題なしとせず,直ちに選択科目とすることは躊躇された。

しかしながら,上記8科目以外の科目についても,今後の教育内容の体系化・標準化や範囲の明確化の進み具合,その実務的な重要性や社会におけるニーズの更なる高まり,法科大学院の開設状況の変化等を踏まえ,今後とも選択科目とすることを積極的に検討すべきであり,専門性を有する法曹の養成という観点から

柔軟かつ機動的に対応する必要があると考えられる。

2 実務的重要性・社会におけるニーズの高まりに関する諸事情

<u>(1) 知的財産法</u>

知的財産関係訴訟事件について,係属する事件数が多い裁判所において専門部及び集中部を設置している。

地方裁判所通常第一審新受事件数が増加している。

知的財産権に関する事件処理の充実・迅速化が政府全体として取り組むべき重要課題の1つと位置付けられ,知的財産戦略本部が設置されて積極的な取り組みがなされている。

第158回国会において知的財産権に関する事件についての裁判の一層の 充実及び迅速化を図るため,知的財産高等裁判所を設置する「知的財産高等 裁判所設置法案」等が提出された。

(2) 労働法

労働関係訴訟事件について、係属する事件数が多い裁判所において専門部 及び集中部を設置している。

労働関係訴訟事件が急増している。

第158回国会において,個別労働関係民事紛争について労働審判手続を 設け,これと訴訟手続とを連携させることにより,紛争の実情に即した迅速, 適正かつ実効的な解決を図ることを目的とする労働審判制度を創設する「労 働審判法案」が提出された。

(3) 租税法

租税訴訟事件について,係属する事件数が多い裁判所において専門部及び 集中部を設置している。

近年,大企業によるものを始めとして,租税訴訟が増加している。

行政ADR機関として国税不服審判所が設けられ,租税に関する多数の事件が取り扱われている。

政府においても,税制改革を重要課題の1つとしてとらえている。

(4) 倒産法

破産事件について,係属する事件数が多い裁判所において専門部あるいは 集中部を設置している。

倒産事件の新受事件数が激増している。

第158回国会において,債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と 債権者との間の権利関係を適切に調整し,もって適正かつ公平な債務者の財 産等の清算を図るとともに,債務者について経済生活の再生の機会の確保を 図ることを目的とする「破産法案」が提出されている。

(5) 経済法(独占禁止法が中心)

独占禁止法に係る事件を取り扱う機関として公正取引委員会が設けられ、 審判手続を主宰するなどして、多数の事件を取り扱っており、審決法理も重要な学問の対象とされている。

審判で争うケースや入札談合事件を背景とする独占禁止法違反業に対する 損害賠償請求訴訟等独占禁止法に関する訴訟が増加している。

平成13年4月に不公正取引に対する差止請求制度(私訴制度)が導入された。

課徴金の法的性格の見直しやその加重,カルテル以外の違反類型への拡大 を目的とする独占禁止法の改正が検討されている。

(6) 国際法関連(国際法,国際私法,国際取引法,国際民事訴訟法,国際人権法,国際経済法)

グローバル化が進む21世紀の世界においては,国際社会との価値観の共有を深め,公正なルールに基づく国際社会の形成,発展に向けて主体的に寄与することが一層重要となり,その国際的対応力を強める必要がある。

経済活動のグローバル化や国境を越えた電子商取引の急速な拡大に伴い、 国際的な民商事紛争を迅速に解決することが極めて重要である。 今後とも,各種領域において,国際的な法律問題が量的に増大し,かつ, 内容的にも複雑・多様化することは容易に予測されるところであって,法曹 養成段階における国際化の要請への配慮を進める必要性は大きい。

(7) 環境法

公害紛争を処理するため,国に公害等調整委員会,都道府県に公害審査会が設けられており,調停を含め準司法手続による事件処理が行われているが,公害紛争の端緒となる公害苦情の件数は,年間8万件を超えている。

公害問題が深刻化した1960年代以降,政府において,公害・環境問題に積極的に取り組むようになり,環境基本法を始めとして環境問題に関係する法律が多数制定されている。

環境問題は政府として取り組むべき重要課題の1つとして位置付けられ, 平成13年の中央省庁改革によって,従来,環境にかかわる調整任務を主 としてきた環境庁の組織機能を強化し,一元的に主な環境問題を所管する 環境省が設置された。

近年,環境資源の希少化や地球温暖化問題など,地球規模での環境保全が重要課題となっており,環境配慮のための法的規制を含めて,市民生活 や企業活動に影響を与えている。